

令和6年6月21日  
和歌山県

## 災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針

### 1 公表の目的

氏名等の公表により、被災者にかかる安否情報を収集することで、救出・救助活動の効率化と円滑化を図ることを目的とする。

### 2 公表の対象とする災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、県が災害対策本部を設置したものとす。

### 3 公表の主体

和歌山県（災害対策本部）

ただし、市町村が独自に公表することを妨げるものではないが、その場合においても、県及び当該市町村が事前に調整をおこなうものとする。

### 4 用語の定義

公表

県ホームページへの掲載や記者クラブへの資料提供等によって行うものをいう。

安否不明者

当該災害に被災した可能性があるが、連絡が取れず安否不明となっている者。

行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。

閲覧等制限措置

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限、住民票（除票を含む）の写し等の交付制限及び戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付制限をいう。

### 5 公表の要件

安否不明者及び行方不明者（以下、「安否不明者等」という。）に係る「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」にいう個人情報については、上記1の「公表の目的」を実現するため、和歌山県が提供を受け、または公表することができるものとする。

なお、安否不明者等に係る公表の要件については、次のとおりとする。

迅速な救出・救助活動に資すると認められること。

市町村において、閲覧等制限が措置されていないこと。

上記に該当しない場合における氏名等の公表については、「災害時における死者の氏名等の公表指針」を準用する。

### 6 公表の範囲

住所（市町村名又は大字名まで）、氏名、年齢、性別